

第 3 2 号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の任期が平成 2 4 年 6 月 3 0 日をもって満了するので、新任委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第２条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育 の関係者	市川 裕嗣	荒木小学校校長	平成２４年７月１日から 平成２６年６月３０日まで
	原 章	田主丸中学校校長	
	吉本 大次郎	久留米商業高等学校校長	
	遠山 潤	久留米大学文学部教授	
社会教育 の関係者	辻 すが子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
	深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	吉次 ひろ子	久留米市社会教育委員	
家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	別府 龍江	おはなしボランティア（中央図書館）	
	植田 留美子	録音ボランティア	
	溝田 謙二	点字ボランティア	
	別府 知佐子	おはなしボランティア（田主丸図書館）	
	高尾 淳子	おはなしボランティア（北野図書館）	
	徳永 清美	おはなしボランティア（城島図書館）	
	内田 静子	布の絵本ボランティア（三潴図書館）	
学識経験 のある者	塚本 篤行	久留米市議会議員	
	川島 久美子	日本子どもの本研究会	

久留米市立図書館協議会委員新旧対照表

区 分	新名簿		旧名簿	
	氏 名	役職名又は所属	氏 名	役職又は所属
学 校 教 育 の 関 係 者	いちかわ ひろつぐ 市川 裕嗣	荒木小学校校長	いちかわ ひろつぐ 市川 裕嗣	荒木小学校校長
	はら あきら 原 章	田主丸中学校校長	はら あきら 原 章	青陵中学校校長
	よしもと だいじろう *吉本 大次郎	久留米商業高等学校校長	しげどみ よしみつ 重富 義光	南筑高等学校校長
	とおよま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授	とおよま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授
社 会 教 育 の 関 係 者	つじ すが子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	つじ すが子	久留米男女共同参画推進ネ ットワーク
	ふかいやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	ふかいやま かずよし 深山和義	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
	よしつぐ ひろ子	久留米市社会教育委員	よしつぐ ひろ子	久留米市社会教育委員
家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者	べっぶ たつえ *別府 龍江	おはなしボランティア（中 央図書館）	きかい ま き こ 坂井眞喜子	おはなしボランティア（中央 図書館）
	うえた る み こ *植田 留美子	録音ボランティア	きくち やすみ 菊地 安美	録音ボランティア
	みぞた けんじ 溝田 謙二	点字ボランティア	みぞた けんじ 溝田 謙二	点字ボランティア
	べっぶ ちき子 *別府 知佐子	おはなしボランティア（田 主丸図書館）	くらとみ りょうこ 倉富 亮子	おはなしボランティア（田主 丸図書館）
	たかお じゅんこ *高尾 淳子	おはなしボランティア（北 野図書館）	ば ば え み こ 馬場 恵美子	おはなしボランティア（北野 図書館）
	とくなが きよみ *徳永 清美	おはなしボランティア（城 島図書館）	きとろ あきえ 佐藤 明江	おはなしボランティア（城島 図書館）
	うちだ しず子 *内田 静子	布の絵本ボランティア（三 潴図書館）	わたなべ ま り 渡辺 眞理	布の絵本ボランティア（三潴 図書館）
学 識 経 験 の あ る 者	つかもと とくゆき 塚本 篤行	市議会議員	つかもと とくゆき 塚本 篤行	市議会議員
	かわしまく み こ *川島久美子	日本子どもの本研究会	はら えいいち 原 榮一	日本国語教育学会

*は新任委員、他は再任。旧委員所属は任命時。

○久留米市立図書館協議会条例

昭和 5 7 年 3 月 2 9 日
久留米市条例第 1 3 号

(趣旨及び設置)

第 1 条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、[図書館法\(昭和 25 年法律第 118 号\)第 14 条](#)の規定に基づき、久留米市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員の任命の基準)

第 2 条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

(委員の定数)

第 3 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、2 0 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

～ 以下略 ～

第 3 3 号議案

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

勤労青少年ホーム運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

勤労青少年ホーム運営委員会規則第４条により、下記の者を勤労青少年ホーム運営委員会委員に委嘱する。

記

規則４条の区分	氏 名	所 属	任 期
第１号 市内に居住する勤労青少年	三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 26 年 6 月 30 日まで
	入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者	
	前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者	
	永松 和子	田主丸勤労青少年ホーム利用者	
第２号 学識経験者	上原 紀美子	久留米大学	
	藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学	
第３号 厚生労働省関係職員	小橋 貴子	久留米公共職業安定所	
第４号 福岡県職員	荻野 忍	福岡県筑後労働者支援事務所	
第５号 久留米市職員	衛本 みどり	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	
	杉山 和敏	久留米市商工観光労働部労政課	
第６号 その他久留米市教育委員会が必要と認める者	豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者福祉 サービスセンター	
	脇邑 俊哉	久留米商工会議所	
	中村 大輔	連合福岡北筑後地域協議会	

勤労青少年ホーム運営委員会委員新旧対照表

区 分	新名簿（H24.7.1～）		旧名簿	
	委員名	所 属	委員名	所 属
第1号 市内に居住 する勤労 青少年	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム 利用者	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム 利用者
	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム 利用者	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム 利用者
	※まえはら ひさよ ※前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム 利用者	のだ りつこ 野田 理津子	久留米市勤労青少年ホーム 利用者
	ながまつ かずこ ※永松 和子	田主丸勤労青少年ホーム 利用者	はたえ のりこ 波多江 登子	田主丸勤労青少年ホーム 利用者
第2号 学識経験者	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部
	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院 短期大学	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院 短期大学
第3号 厚生労働省 関係職員			ふくしま りょうじ 福嶋 良治	福岡労働局総務部 企画室
	※こはし たかこ ※小橋 貴子	久留米公共職業安定所	たかはし はるお 高橋 晴夫	久留米公共職業安定所
第4号 福岡県職員	※おぎの しのお ※荻野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所	あさかわ ふさこ 浅川 房子	福岡県 筑後労働者支援事務所
第5号 久留米市職 員	えもと みどり 衛本 みどり	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	えもと みどり 衛本 みどり	久留米市市民部 男女平等推進センター
	すぎやま かずとし 杉山 和敏	久留米市 商工観光労働部労政課	すぎやま かずとし 杉山 和敏	久留米市 商工労働部労政課
第6号 その他久留 米市教育委 員会が必要 と認める者	※とよふく みきお ※豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター	よしずみ まさかず 吉住 政和	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター
	※わきむら としや ※脇邑 俊哉	久留米商工会議所	たかき いくお 高木 郁夫	福岡県中小企業団体 中央会久留米支部
	※なかもら だいすけ ※中村 大輔	連合福岡 北筑後地域協議会	たなか としつぐ 田中 俊嗣	連合福岡 北筑後地域協議会

※は新任委員

○ 久留米市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

昭和 5 3 年 3 月 2 0 日

久留米市条例第 2 0 号

（運営委員会の設置）

第 2 1 条 勤労青少年ホームの円滑な運営を図るため、勤労青少年ホーム運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の組織及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

（平元条例 1 8 ・平 1 6 条例 1 1 1 ・一部改正、平 1 7 条例 7 2 ・旧第 1 1 条繰下・一部改正）

○ 勤労青少年ホーム運営委員会規則（抜粋）

昭和 6 3 年 4 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 7 号

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) ホームの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) ホームの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平 1 7 教規則 2 9 ・一部改正）

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもつて組織する。

（委員）

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 市内に居住する勤労青少年
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他久留米市教育委員会が必要と認める者

（平 1 2 教規則 1 2 ・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条 委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 4 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) センターの利用者	山村 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会	平成 24 年 7 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 30 日 まで
(2) 社会教育の関係者	松吉 希枝	久留米市小学校父母教師会連合会	
	吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	白濱 克彦	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(5) その他教育委員会が必要と認める者	吉岡 マサヨ	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	新 名 簿		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	※ やまむら 山村 ひでとし 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会	はやさき 早崎 ふさこ 房子	久留米市生涯学習センター利用者の会
	おおつ 大津 さかえ 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会	おおつ 大津 さかえ 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2)社会教育の関係者	ふかいやま 深山 かずよし 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会	ふかいやま 深山 かずよし 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	ひめの 姫野 まきこ 牧子	久留米市子ども会連合会	ひめの 姫野 まきこ 牧子	久留米市子ども会連合会
	いけだ 池田 ひろこ 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	いけだ 池田 ひろこ 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	※ まつよし 松吉 きえ 希枝	久留米市小学校父母教師会連合会	ながたに 長谷美 みちえ 知恵	久留米市小学校父母教師会連合会
	にしやま 西山 ゆき 由紀	久留米市中学校父母教師会連合会	にしやま 西山 ゆき 由紀	久留米市中学校父母教師会連合会
	もり 森 としゆき 俊之	久留米連合文化会	もり 森 としゆき 俊之	久留米連合文化会
	※ よしだ 吉田 ひろこ 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	ふるさわ 古沢 みえこ 美恵子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会
	ひろまつ 廣松 さよこ 小夜子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	ひろまつ 廣松 さよこ 小夜子	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	※ しらば 白濱 かつひこ 克彦	福岡県教育庁北筑後教育事務所	たかだ 高田 ひろこ 博子	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3)学校教育の関係者	ささき 佐々木 ゆうこ 祐子	久留米市小学校長会	ささき 佐々木 ゆうこ 祐子	久留米市小学校長会
	のだ 野田 けんじ 憲治	久留米市中学校長会	のだ 野田 けんじ 憲治	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	しんやま 新山 まさひで 正英	久留米市議会議員	しんやま 新山 まさひで 正英	久留米市議会議員
	しま 嶋 まりこ 満里子	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	しま 嶋 まりこ 満里子	特定非営利活動法人 久留米音楽協会
(5)その他教育委員会が必要と認める者	※ よしおか 吉岡 まさよ マサヨ	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	やなぎ 柳 よしこ 淑子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（以下、「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 5 号議案

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第 18 条により、下記の者を久留米市北野公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 学校教育の 関係者	平田 智士	北野中学校	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 26 年 6 月 30 日まで
	野口 千恵	大城小学校	
(2) 社会教育の 関係者	田中 和義	大城校区まちづくり振興会	
	下川 正春	弓削校区まちづくり振興会	
	樋口 稔	北野校区まちづくり振興会	
	中垣 正敏	金島校区まちづくり振興会	
	下川 アキミ	北野町文化協会	
	脇田 敏子	北野町文化協会	
	高木 博子	北野中学校父母教師会	
	田村 和久	大城小学校父母教師会	
	黒岩 晴夫	北野地域スポーツ推進委員	
	福島 久敏	北野町老人クラブ	
	柏原 一恵	久留米市東部商工会女性部	
(3) 家庭教育の 向上に資する活 動を行う者	鐘ヶ江 一枝	北野婦人会	
	稲吉 千鶴子	北野婦人会	
	轟 熨斗恵	北野婦人会	
(4) 学識経験者	吉富 巧	久留米市議会議員	

久留米市北野公民館運営審議会委員新旧対照表

区 分	新名簿 (H24. 7. 1～)		旧名簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)学校教育の 関係者	※ ^{ひらた さとし} 平田 智士	北野中学校	^{まつい なおかず} 松井 直一	北野中学校
	^{のぐち ちえ} 野口 千恵	大城小学校	^{のぐち ちえ} 野口 千恵	大城小学校
(2)社会教育の 関係者	^{たなか かずよし} 田中 和義	大城校区まちづくり振 興会	^{たなか かずよし} 田中 和義	大城校区まちづくり振 興会
	^{しもかわ まさはる} 下川 正春	弓削校区まちづくり振 興会	^{しもかわ まさはる} 下川 正春	弓削校区まちづくり振 興会
	^{ひぐち みのる} 樋口 稔	北野校区まちづくり振 興会	^{ひぐち みのる} 樋口 稔	北野校区まちづくり振 興会
	^{なかがき まさとし} 中垣 正敏	金島校区まちづくり振 興会	^{なかがき まさとし} 中垣 正敏	金島校区まちづくり振 興会
	^{しもかわ あきみ} 下川 アキミ	北野町文化協会	^{しもかわ あきみ} 下川 アキミ	北野町文化協会
	^{わきだ としこ} 脇田 敏子	北野町文化協会	^{わきだ としこ} 脇田 敏子	北野町文化協会
	※ ^{たかぎ ひろこ} 高木 博子	北野中学校父母教師 会	^{ならはら たかひろ} 榎原 孝弘	北野中学校父母教師 会
	※ ^{たむら かずひさ} 田村 和久	大城小学校父母教師 会	^{おにつか さいじ} 鬼塚 栄治	金島小学校父母教師 会
	^{くろいわ はるお} 黒岩 晴夫	北野地域スポーツ推進 委員	^{くろいわ はるお} 黒岩 晴夫	北野地域体育指導員
	^{ふくしま ひさとし} 福島 久敏	北野町老人クラブ	^{ふくしま ひさとし} 福島 久敏	北野町老人クラブ
	^{かしわばら かずえ} 柏原 一恵	久留米市東部商工会 女性部	^{かしわばら かずえ} 柏原 一恵	久留米市東部商工会 女性部
(3)家庭教育 の向上に資す る活動を行う者	^{かねがえ かずえ} 鐘ヶ江 一枝	北野婦人会	^{かねがえ かずえ} 鐘ヶ江 一枝	北野婦人会
	^{いなよし ちづこ} 稲吉 千鶴子	北野婦人会	^{いなよし ちづこ} 稲吉 千鶴子	北野婦人会
	※ ^{とどろき の し え} 轟 熨斗恵	北野婦人会	^{まつくま みさお} 松隈 ミサヲ	北野婦人会
(4)学識経験者	^{よしとみ たくみ} 吉富 巧	久留米市議会議員	^{よしとみ たくみ} 吉富 巧	久留米市議会議員

※は新任委員

○久留米市公民館条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 108 号

（公民館運営審議会）

第 16 条 社会教育法第 29 条第 1 項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15 人以内
久留米市北野公民館	22 人以内
久留米市城島公民館	10 人以内
久留米市三潆公民館	20 人以内

（審議会の所掌事務）

第 17 条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（委員の委嘱の基準）

第 18 条 教育委員会は、審議会の委員（以下「委員」という。）を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

（委員の任期）

第 19 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 3 6 号議案

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島公民館運営審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第 18 条により、下記の者を久留米市城島公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2)社会教育の関 係者	久保 英紀	久留米市城島町 P T A連絡会	平成 2 4 年 7 月 1 日から 平成 2 5 年 6 月 3 0 日まで

久留米市城島公民館運営審議会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (H24. 7. 1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育の 関係者	おかざき しげる 岡崎 茂	城島小中学校長会	おかざき しげる 岡崎 茂	城島小中学校長会
(2) 社会教育の関 係者	もりなが かねこ 森永 兼子	城島文化協会	もりなが かねこ 森永 兼子	城島文化協会
	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会
	くぼ ひでのり ※久保 英紀	久留米市城島町 P T A連絡会	こが あつこ 古賀 厚子	久留米市城島町 P T A連絡会
(3) 家庭教育の向 上に資する活動 を行う者	しらはま りつこ 白濱 律子	城島町婦人会	しらはま りつこ 白濱 律子	城島町婦人会
	えがしら みちこ 江頭 ミチ子	城島町婦人会	えがしら みちこ 江頭 ミチ子	城島町婦人会
(4) 学識経験者	まつだ まさなり 松田 正也	城島地域校区まちづ くり連絡協議会	まつだ まさなり 松田 正也	城島地域校区まちづ くり連絡協議会

※は新任委員

○久留米市公民館条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 108 号

（公民館運営審議会）

第 16 条 社会教育法第 29 条第 1 項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15 人以内
久留米市北野公民館	22 人以内
久留米市城島公民館	10 人以内
久留米市三潆公民館	20 人以内

（審議会の所掌事務）

第 17 条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（委員の委嘱の基準）

第 18 条 教育委員会は、審議会の委員（以下「委員」という。）を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

（委員の任期）

第 19 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 3 7 号議案

久留米市三潞公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市三潞公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第 18 条により、下記の者を久留米市三潞公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 学校教育の 関係者	久保田 康稔	久留米市立三潞中学校長	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 26 年 6 月 30 日まで
	伊藤 京子	久留米市立西牟田小学校長	
(2) 社会教育の 関係者	原武 時代	三潞町尚寿会	
	原武 千津子	三潞文化協会	
	喜田 すみ子	三潞体育振興協会	
	坂井 実加	三潞町小中学校 父母教師会連合会	
	稲田 美奈子	久留米市青少年育成 市民会議三潞支部	
	有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会	
	古賀 雉里	三潞校区まちづくり振興会	
	富安 伸良	西牟田校区まちづくり振興会	
(3) 家庭教育の 向上に資する活 動を行う者	花田 厚子	三潞町婦人会	
	本村 範美	三潞地区民生委員児童委員協 議会	
(4) 学識経験者	田中 良介	久留米市議会議員	
	古賀 康夫	三潞地域関係代表者	
	原武 稔	久留米市三潞地域審議会	

久留米市三潞公民館運営審議会委員新旧対照表

区 分	新 名 簿 (H24. 7. 1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育の 関係者	くぼた やすとし 久保田 康稔	久留米市立 三潞中学校長	くぼた やすとし 久保田 康稔	久留米市立 三潞中学校長
	いとう きょうこ 伊藤 京子	久留米市立 西牟田小学校長	いとう きょうこ 伊藤 京子	久留米市立 西牟田小学校長
(2) 社会教育の 関係者	はらたけ ときよ ※原武 時代	三潞町尚寿会	たなか あいこ 田中 愛子	三潞町尚寿会
	はらたけ ちづこ 原武 千津子	三潞文化協会	はらたけ ちづこ 原武 千津子	三潞文化協会
	きだ すみこ 喜田 すみ子	三潞体育振興協会	きだ すみこ 喜田 すみ子	三潞体育振興協会
	さかい みか ※坂井 実加	三潞町小中学校 父母教師会連絡会	たなか えみこ 田中 恵美子	三潞町小中学校 父母教師会連絡会
	いなだ みなこ ※稲田 美奈子	久留米市青少年育成 市民会議三潞支部	ながた かずのぶ 永田 一伸	久留米市青少年育成 市民会議三潞支部
	ありま よしのぶ 有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興 会	ありま よしのぶ 有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興 会
	こが ちさと 古賀 雉里	三潞校区まちづくり振興 会	こが ちさと 古賀 雉里	三潞校区まちづくり振興 会
	とみやす のぶよし 富安 伸良	西牟田校区まちづくり振 興会	とみやす のぶよし 富安 伸良	西牟田校区まちづくり振 興会
(3) 家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	はなだ あつこ 花田 厚子	三潞町婦人会	はなだ あつこ 花田 厚子	三潞町婦人会
	もとむら のりよし ※本村 範美	三潞地区民生児童委員協 議会	たき たつこ 瀧 達子	三潞地区民生児童委員協 議会
(4) 学識経験者	たなか りょうすけ 田中 良介	久留米市議会議員	たなか りょうすけ 田中 良介	久留米市議会議員
	こが やすお 古賀 康夫	三潞地域関係代表者	こが やすお 古賀 康夫	三潞地域関係代表者
	はらたけ みのる 原武 稔	久留米市三潞地域審議会	はらたけ みのる 原武 稔	久留米市三潞地域審議会

※は新任委員

○久留米市公民館条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 108 号

（公民館運営審議会）

第 16 条 社会教育法第 29 条第 1 項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15 人以内
久留米市北野公民館	22 人以内
久留米市城島公民館	10 人以内
久留米市三潆公民館	20 人以内

（審議会の所掌事務）

第 17 条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（委員の委嘱の基準）

第 18 条 教育委員会は、審議会の委員（以下「委員」という。）を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

（委員の任期）

第 19 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 38 号議案

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 27 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の委嘱について

久留米市城島総合文化センター運営委員会規則第3条により、下記の者を久留米市城島総合文化センター運営委員会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2)社会教育関係 団体の代表者	久保 英紀	久留米市城島町 P T A連絡会	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (H24. 7. 1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 社会教育委員	かばしま のりひさ 栢島 紀尚	久留米市社会教育 委員長	かばしま のりひさ 栢島 紀尚	久留米市社会教育 委員長
(2) 社会教育関係 団体の代表者	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会
	しぎょう ようこ 執行 洋子	城島町婦人会	しぎょう ようこ 執行 洋子	城島町婦人会
	まつのぶ ささえ 松延 ササエ	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部	まつのぶ ささえ 松延 ササエ	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部
	く ぼ ひでのり ※久保 英紀	久留米市城島町 P T A連絡会	こが あつこ 古賀 厚子	久留米市城島町 P T A連絡会
(3) 幼児教育関係 団体の代表者	お の さとえ 小野 里江	城島町保育園長会	お の さとえ 小野 里江	城島町保育園長会
(4) 学識経験者	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員
(5) 市立学校の代 表者	かわしま みえこ 川島 三重子	城島小中学校長会	かわしま みえこ 川島 三重子	城島小中学校長会
(6) 久留米市職員	さだかり たかお 貞莉 隆男	城島総合支所長	さだかり たかお 貞莉 隆男	城島総合支所長

※は新任委員

○久留米市城島総合文化センター条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 101 号

（運営委員会）

第 18 条 総合文化センターの運営について、教育委員会の諮問に応じ必要な事項を調査審議するため、久留米市城島総合文化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、13 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（抜粋）

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 33 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、久留米市城島総合文化センター条例(平成 16 年久留米市条例第 101 号。以下「条例」という。)第 18 条第 1 項の規定により置かれた久留米市城島総合文化センター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、久留米市城島総合文化センター(以下「総合文化センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 総合文化センターの運営及び事業の企画実施に関する事項

(2) その他特に必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

(1) 社会教育委員

(2) 社会教育関係団体の代表者

(3) 幼児教育関係団体の代表者

(4) 学識経験者

(5) 市立学校の代表者

(6) 久留米市職員

2 教育委員会は、委員が心身に故障があるため職務の執行ができなくなった場合又は委員として適しない言動があると認められる場合は、当該委員を解嘱することができる。

第 39 号議案

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 27 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員
を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則第3条により、下記の者を久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの利用者	田島 静雄	城島町小中学校長 連絡会 (城島中学校長)	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで
(3)その他教育委員会が必要と認める者	久保 英紀	久留米市城島町P TA連絡会	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (H24.7.1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火
	こが のぶこ 古賀 のぶ子	城島町婦人会	こが のぶこ 古賀 のぶ子	城島町婦人会
	さかい ともこ 坂井 智子	久留米南部商工会 女性部	さかい ともこ 坂井 智子	久留米南部商工会 女性部
	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潞高校 教諭	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潞高校 教諭
	お の さとえ 小野 里江	城島町内保育園長会 (城島保育園長)	お の さとえ 小野 里江	城島町内保育園長会 (城島保育園長)
	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校長連絡 会 (下田小学校長)	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校長連絡 会 (下田小学校長)
	たじま しずお ※田島 静雄	城島小中学校長連絡 会 (城島中学校長)	しもさか しょうじ 下坂 章次	城島小中学校長連絡 会 (城島中学校長)
(2)学識経験者	あおやぎ まさひろ 青柳 雅博	久留米市議会議員	あおやぎ まさひろ 青柳 雅博	久留米市議会議員
(3)その他教育委員会が必要と認める者	なかむら こういちろう 中村 浩一郎	城島地域校区まちづ くり連絡協議会	なかむら こういちろう 中村 浩一郎	城島地域校区まちづ くり連絡協議会
	く ぼ ひでのり ※久保 英紀	久留米市城島町 P T A 連絡会	こが あつこ 古賀 厚子	久留米市城島町 P T A 連絡会
	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委 員会	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委 員会

※は新任委員

○久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市青少年ふれあいセンター条例(平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、久留米市青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市青少年ふれあいセンター条例(抜粋)

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 112 号

(運営委員会)

第 13 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 0 号議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の辞任に伴い、後任委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏 名	校区・地域	任 期
黒川 昭徳	長門石校区	平成24年7月1日～
1 名		平成26年3月31日

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
西国分校区	みやた しんいち 宮田 伸一	西国分校区	みやた しんいち 宮田 伸一
西国分校区	えとう ようこ 江藤 洋子	西国分校区	えとう ようこ 江藤 洋子
西国分校区	ふくだ ひろと 福田 浩人	西国分校区	ふくだ ひろと 福田 浩人
西国分校区	まつもと まさこ 松本 征子	西国分校区	まつもと まさこ 松本 征子
荘島校区	くろだ けいこ 黒田 恵子	荘島校区	くろだ けいこ 黒田 恵子
荘島校区	もとむら かずや 本村 和也	荘島校区	もとむら かずや 本村 和也
日吉校区	い で ひろし 井手 浩	日吉校区	い で ひろし 井手 浩
日吉校区	うちだ みわこ 内田 美和子	日吉校区	うちだ みわこ 内田 美和子
篠山校区	たなか きみよ 田中 紀美代	篠山校区	たなか きみよ 田中 紀美代
篠山校区	かさ ともり 笠 智宣	篠山校区	かさ ともり 笠 智宣
京町校区	まつもと じゅんいち 松本 純一	京町校区	まつもと じゅんいち 松本 純一
京町校区	さかい ふち子 坂井 ふち子	京町校区	さかい ふち子 坂井 ふち子
南薫校区	たかくら こうじろう 高倉 康次郎	南薫校区	たかくら こうじろう 高倉 康次郎
南薫校区	はしぐち やすこ 橋口 康子	南薫校区	はしぐち やすこ 橋口 康子
南薫校区	さかい もとひろ 酒井 基浩	南薫校区	さかい もとひろ 酒井 基浩
鳥飼校区	あさの よそかつ 浅野 四十勝	鳥飼校区	あさの よそかつ 浅野 四十勝
鳥飼校区	なかやま よしひこ 中山 良彦	鳥飼校区	なかやま よしひこ 中山 良彦
鳥飼校区	おがわ はつよ 小川 初代	鳥飼校区	おがわ はつよ 小川 初代
長門石校区	くろかわ あきのり *黒川 昭徳	長門石校区	はやしだ かずひろ 林田 和博
長門石校区	よしだ のりこ 吉田 紀子	長門石校区	よしだ のりこ 吉田 紀子
小森野校区	たけのや あけみ 武谷 明美	小森野校区	たけのや あけみ 武谷 明美
小森野校区	の だ なるゆき 野田 成行	小森野校区	の だ なるゆき 野田 成行
金丸校区	たかまつ のぶこ 高松 信子	金丸校区	たかまつ のぶこ 高松 信子
金丸校区	とみやす たなこ 富安 多恵子	金丸校区	とみやす たなこ 富安 多恵子

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
金丸校区	あきみつ しげき 秋満 茂喜	金丸校区	あきみつ しげき 秋満 茂喜
金丸校区	よしかわ ひでき 吉川 英樹	金丸校区	よしかわ ひでき 吉川 英樹
東国分校区	かみあか としあき 上赤 俊昭	東国分校区	かみあか としあき 上赤 俊昭
東国分校区	ひむろ かずお 氷室 和雄	東国分校区	ひむろ かずお 氷室 和雄
東国分校区	い で みつひろ 井手 光宏	東国分校区	い で みつひろ 井手 光宏
東国分校区	すえつぐ さちよ 末次 幸代	東国分校区	すえつぐ さちよ 末次 幸代
南校区	ば ば くにひろ 馬場 國弘	南校区	ば ば くにひろ 馬場 國弘
南校区	いまむら あさじ 今村 浅茅	南校区	いまむら あさじ 今村 浅茅
南校区	むらきか やすのぶ 村坂 康信	南校区	むらきか やすのぶ 村坂 康信
南校区	しらに た みゆき 白仁田 深雪	南校区	しらに た みゆき 白仁田 深雪
山川校区	かずえ ゆ き こ 主計 由紀子	山川校区	かずえ ゆ き こ 主計 由紀子
山川校区	とよふく てつじ 豊福 哲治	山川校区	とよふく てつじ 豊福 哲治
御井校区	いしばし よしこ 石橋 良子	御井校区	いしばし よしこ 石橋 良子
御井校区	えとう かずよ 江藤 和代	御井校区	えとう かずよ 江藤 和代
御井校区	いくたけ まさみ 行武 まさみ	御井校区	いくたけ まさみ 行武 まさみ
合川校区	たなか ちなみ 田中 千浪	合川校区	たなか ちなみ 田中 千浪
合川校区	かわはら よしのぶ 川原 義信	合川校区	かわはら よしのぶ 川原 義信
合川校区	おか かずこ 岡 和子	合川校区	おか かずこ 岡 和子
上津校区	いまがわ きよし 今川 清	上津校区	いまがわ きよし 今川 清
上津校区	なかお ただいち 中尾 忠市	上津校区	なかお ただいち 中尾 忠市
上津校区	たていし てつお 立石 哲雄	上津校区	たていし てつお 立石 哲雄
上津校区	むらやま かずや 村山 一也	上津校区	むらやま かずや 村山 一也
高良内校区	あんのう とよみ 案納 豊実	高良内校区	あんのう とよみ 案納 豊実
高良内校区	うめの ただみつ 梅野 忠光	高良内校区	うめの ただみつ 梅野 忠光

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
高良内校区	ほりかわ しげこ 堀川 成子	高良内校区	ほりかわ しげこ 堀川 成子
宮ノ陣校区	じんのうち ひろし 陣内 博	宮ノ陣校区	じんのうち ひろし 陣内 博
宮ノ陣校区	いなどみ さち子 稲富 さち子	宮ノ陣校区	いなどみ さち子 稲富 さち子
宮ノ陣校区	やまぐち たかひろ 山口 高洋	宮ノ陣校区	やまぐち たかひろ 山口 高洋
山本校区	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子	山本校区	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子
山本校区	いのうえ りゅういち 井上 隆一	山本校区	いのうえ りゅういち 井上 隆一
草野校区	くにたけ ふみ お 國武 文雄	草野校区	くにたけ ふみ お 國武 文雄
荒木校区	たに け い こ 谷 計 壺子	荒木校区	たに け い こ 谷 計 壺子
荒木校区	いけだ ちとし 池田 千年	荒木校区	いけだ ちとし 池田 千年
荒木校区	いちき み か 一木 美香	荒木校区	いちき み か 一木 美香
荒木校区	うしじま まさおき 牛島 正興	荒木校区	うしじま まさおき 牛島 正興
大善寺校区	かわはら せいじ 川原 誠治	大善寺校区	かわはら せいじ 川原 誠治
大善寺校区	つばきはら たけし 椿原 武	大善寺校区	つばきはら たけし 椿原 武
安武校区	はらぐち よしろう 原口 吉郎	安武校区	はらぐち よしろう 原口 吉郎
安武校区	かめやま やすのり 亀山 保典	安武校区	かめやま やすのり 亀山 保典
善導寺校区	はら やすつぐ 原 康亜	善導寺校区	はら やすつぐ 原 康亜
善導寺校区	たなか きょうこ 田中 喬子	善導寺校区	たなか きょうこ 田中 喬子
大橋校区	くさば ゆ み 草場 由美	大橋校区	くさば ゆ み 草場 由美
おおはしこうく 大橋校区	あきなが よしまつ 秋永 芳松	おおはしこうく 大橋校区	あきなが よしまつ 秋永 芳松
青峰校区	とくまる よしつぐ 徳丸 善嗣	青峰校区	とくまる よしつぐ 徳丸 善嗣
青峰校区	かわの ゆ り 河野 裕里	青峰校区	かわの ゆ り 河野 裕里
津福校区	うえの けいぞう 上野 慶三	津福校区	うえの けいぞう 上野 慶三
津福校区	たなか ひでかず 田中 秀和	津福校区	たなか ひでかず 田中 秀和
津福校区	つるさき みゆき 津留崎 みゆき	津福校区	つるさき みゆき 津留崎 みゆき

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
津福校区	いなます ひさゆき 稲益 久之	津福校区	いなます ひさゆき 稲益 久之
田主丸校区	おか よしくに 岡 義國	田主丸校区	おか よしくに 岡 義國
田主丸校区	くぼ た なおこ 久保田 直子	田主丸校区	くぼ た なおこ 久保田 直子
水縄校区	おおくま ともひろ 大熊 友啓	水縄校区	おおくま ともひろ 大熊 友啓
水縄校区	みなみぞの こういち 南 蘭 浩一	水縄校区	みなみぞの こういち 南 蘭 浩一
川会校区	こ が みつお 古賀 三男	川会校区	こ が みつお 古賀 三男
川会校区	いしい まこと 石井 誠	川会校区	いしい まこと 石井 誠
船越校区	おおくま よしのり 大熊 義徳	船越校区	おおくま よしのり 大熊 義徳
船越校区	た な か かずひこ 田中 和彦	船越校区	た な か かずひこ 田中 和彦
水分校区	みつゆき やすひで 光行 康秀	水分校区	みつゆき やすひで 光行 康秀
水分校区	こにし ひろえ 小西 裕也	水分校区	こにし ひろえ 小西 裕也
竹野校区	ふくどめ よしふみ 福留 良文	竹野校区	ふくどめ よしふみ 福留 良文
竹野校区	みぎた ひでのり 右田 英訓	竹野校区	みぎた ひでのり 右田 英訓
柴刈校区	たかやま たかとし 高山 孝俊	柴刈校区	たかやま たかとし 高山 孝俊
柴刈校区	む た ゆきひろ 牟田 幸宏	柴刈校区	む た ゆきひろ 牟田 幸宏
弓削校区	くろいわ はるお 黒岩 晴夫	弓削校区	くろいわ はるお 黒岩 晴夫
弓削校区	ならはら ふくみ 楢原 福美	弓削校区	ならはら ふくみ 楢原 福美
弓削校区	とどろき としはる 轟 俊治	弓削校区	とどろき としはる 轟 俊治
大城校区	こつぽ たくや 小坪 拓也	大城校区	こつぽ たくや 小坪 拓也
北野校区	すずき ま ゆみ 鈴木真由美	北野校区	すずき ま ゆみ 鈴木真由美
北野校区	やました だいすけ 山下 大輔	北野校区	やました だいすけ 山下 大輔
北野校区	こ が き み こ 古賀 喜美子	北野校区	こ が き み こ 古賀 喜美子
金島校区	ぼ ぼ かずのり 馬場 量経	金島校区	ぼ ぼ かずのり 馬場 量経
金島校区	はら ひとし 原 整	金島校区	はら ひとし 原 整

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
金島校区	まだ 俊雄	金島校区	まだ 俊雄
浮島校区	こが 正之	浮島校区	こが 正之
浮島校区	えしま 利孝	浮島校区	えしま 利孝
浮島校区	わたなべ 利茂枝	浮島校区	わたなべ 利茂枝
下田校区	てらさき 秀男	下田校区	てらさき 秀男
下田校区	おおつ 美弥	下田校区	おおつ 美弥
城島校区	しぶた 賢一	城島校区	しぶた 賢一
城島校区	のぐち 寿穂	城島校区	のぐち 寿穂
城島校区	なかしま 辰昭	城島校区	なかしま 辰昭
城島校区	しおつか 忠臣	城島校区	しおつか 忠臣
城島校区	かの 道代	城島校区	かの 道代
城島校区	きさおか 栄二郎	城島校区	きさおか 栄二郎
江上校区	ながまつ 新	江上校区	ながまつ 新
江上校区	いまいずみ 賢一	江上校区	いまいずみ 賢一
青木校区	こもり 和基	青木校区	こもり 和基
青木校区	とみた 正孝	青木校区	とみた 正孝
犬塚校区	ひがけ 保	犬塚校区	ひがけ 保
犬塚校区	つつみ 信也	犬塚校区	つつみ 信也
犬塚校区	きのした 真由美	犬塚校区	きのした 真由美
三潴校区	たがわ 隆博	三潴校区	たがわ 隆博
三潴校区	つかもと 茂治	三潴校区	つかもと 茂治
三潴校区	こが 恭子	三潴校区	こが 恭子
三潴校区	えしま 宏春	三潴校区	えしま 宏春
三潴校区	とみまつ 真充	三潴校区	とみまつ 真充

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
三潞校区	たはら すなお 田原 直	三潞校区	たはら すなお 田原 直
西牟田校区	きだ すみこ 喜田 すみ子	西牟田校区	きだ すみこ 喜田 すみ子
西牟田校区	はた ちずこ 秦 千鶴子	西牟田校区	はた ちずこ 秦 千鶴子
西牟田校区	ながた ちかし 永田 近	西牟田校区	ながた ちかし 永田 近
西牟田校区	やました かずよ 山下 和代	西牟田校区	やました かずよ 山下 和代

*は新任委員


~~~~~

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

~~~~~

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H24.5.12からH24.6.14 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成24年6月1日(金)～平成25年1月31日(水)	第62回西日本書き方大会	西日本新聞社	福岡市・北九州市・久留米市・佐世保市・熊本市の5会場	後援	学校教育課
2	募集期間:平成24年6月中旬～9月上旬 入選発表:平成24年10月下旬(見込)	平成24年度「中学生の税についての作文」の募集	久留米税務署管内納税貯蓄組合連合会	久留米市内全中学校	後援	学校教育課
3	応募:平成24年7月2日(月)～9月14日(金) 表彰式:未定 作品展:未定	小学生(環境・ゴミ・エネルギー問題)絵画コンクール	久留米商工会議所女性会	未定	後援	学校教育課
4	平成24年7月14日(土) 9:00～12:00	久留米特別支援学校土曜活動フェスティバル「みんなであそぼう」	久留米特別支援学校地域交流推進委員会	久留米特別支援学校体育館および校舎	後援	学校教育課
5	平成24年7月21日(土)～9月2日(日)	夏の特別展「大ふしぎ展！！魔法の国のアドベンチャー～お城のなぞを解き明かせ！！～」	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館 1階特別展示室	後援	学校教育課
6	平成24年8月1日(水) 13:30～16:30	北筑後個性化教育(学び方)研究会	北筑後個性化教育(学び方)研究会	小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)	後援	学校教育課
7	平成24年8月18日(土)～平成24年8月19日(日)	8月公開事業「踏み出す一歩が久留米を変える！！～挑戦～」	社団法人 久留米青年会議所	富士山	後援	学校教育課
8	平成24年12月8日(土) 13:00～15:30	第19回「小さな親切」作文コンクール	くろめ「小さな親切」運動の会	筑邦銀行本店大ホール	後援	学校教育課
9	平成24年8月7日(火)～8月8日(水)	2012年度筑後地区人権・同和教育研究協議会 参加型人権学習(入門編)	筑後地区人権・同和教育研究協議会	城島総合文化センター	後援	人権・同和教育課
10						

平成24年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容
【個人】	
田中 良介 議員	2 教育問題について （1） 道徳教育の現状と今後の推進について （2） 「土曜日の授業」の現状と今後の進め方について
吉田 帰命 議員	4 通学区域について
緒方 正子 議員	3 不登校児について （1） その原因と対応について
坂井 政樹 議員	3 教育行政について （1） I C T教育の推進について （2） 教育センターについて

個人

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 2 教育問題について

- (1) 道德教育の現状と今後の推進について
- (2) 「土曜日の授業」の現状と今後の進め方について

【質問趣旨】○ 本市の各学校において、道德教育はどのように取り組まれているのか。また、道德教育の充実及び今後の推進についてどのように取り組むのか。

○ 本市小中学校における「土曜日の授業」の趣旨と内容はどのようなものか。本年度の実施予定並びに今後の進め方についてどう考えているのか。

【回答要旨】 1 道德教育の現状について

本市の小中学校においても学習指導要領に則り、道德の時間を要として、規範意識や命の大切さ、思いやりなどの道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めると共に、学校教育のあらゆる教育活動を通して学んだ道德的価値が日常の実践につながるよう指導しております。

また、道德の副読本や児童生徒の作文・新聞記事等の身近な題材を教材として、子どもたちの生き方や考え方等を見つめさせると共に、運動会・体育会、遠足、宿泊訓練、職場体験などの体験を伴う活動を通して、規律ある生活ができ内面に根ざした道德性が育成されるよう道德教育の充実に努めています。

なお、高等学校においては、公民科の「現代社会」の中で、「人間の在り方生き方」について考え学ぶと共に、ホームルーム活動を中心に協調や思いやりなどの道德的価値にふれる活動を展開しているところです。

2 道德教育の充実に向けての取組について

市教育委員会としては、小・中学校の各学年ごとに市が選定した副読本を配備し、その副読本をはじめ多様な資料を活用した週1時間の「道德の時間」の確実な実施、並びに教育活動の充実を図るよう指導しております。また、道德教育推進教師をはじめ教職員の道德の授業力向上を図るために、市教育センターにおいて年間を通して研究を深める道德教育研修講座や短期専門研修「道德授業づくり」を開設し、教職員の研修に努めているところです。

3 今後の道德教育の推進について

第2期久留米市教育改革プランの具体的目標に掲げる豊かな心を育成する観点から、規範意識の醸成はもとより自分のことを大切に思う

心や、自分の大切さとともに他者の大切さを認め共感し協調していく心、感動する心などを育むよう取り組んでいきます。と同時に、各学校に対しまして、安心して学べる雰囲気づくりや、不登校やいじめ、非行などへの対策、携帯電話やコンピュータ使用に係る情報モラル教育などに積極的に取り組んでいくよう指導していく考えであります。

4 「土曜日の授業」の趣旨と内容について

各学校に通知した基本方針では、小・中学校において、学校週5日制の趣旨を踏まえながら、保護者や地域の方々に対して、開かれた学校づくりを推進する観点から、土曜日に各学校が教育課程に位置づけられた授業の実施を希望する場合には、校長の判断で実施することができるとしております。

授業の実施時間は、原則として土曜日の半日単位で、子どもたちの身体的負担等を考慮し、月2回を上限としており、また内容は、家庭・地域との連携による行事や授業及び保護者・地域住民等への公開授業となっています。

なお、教職員の勤務につきましては、県の規定により、土曜日分の勤務の振替を、子どもたちの学習指導に直接影響しない「長期休業期間中」に取得することが可能となっております。また、財政的負担が新たに生じることもございません。

5 「土曜日の授業」の実施予定について

現時点で、小学校で予定しているのは2校で、両校とも年1回の実施を計画しています。内容としては、校区の文化祭への参加や総合的な学習の時間の発表会を予定しております。

また、中学校で予定しているのは5校で、うち1校が年4回の実施を計画しており、残り4校は、年1回の実施を計画しています。内容としては、授業参観やオープンスクールを予定しています。なお、その他に、小学校9校と中学校4校が実施に向けて検討している状況です。

6 「土曜日の授業」の今後の進め方について

基本的には、各学校の校長が自校の教育課程と地域の行事等との関連を踏まえて、企画・実施すべきものでありますが、市教育委員会としましては、第2期久留米市教育改革プランを推進するための4つの具体的目標の1つである「家庭・地域との連携と学校力の向上」の実現に向け、今年度の成果と課題を整理しながら、来年度以降、制度を活用する学校が増えるよう、情報の提供と促進に努めたいと考えています。

【2回目質問】 道德教育の充実及び今後の推進についてどのように取り組むのか決意を。

【2回目回答】 私としましては、道德教育は人格形成の基本に関わることであり、大変重要であると認識しております。

また、久留米市第2期教育改革プランの中で、本市が教育目標としている「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」には、道德の時間を中心に、学校の教育活動全体を通じて、規範意識や公共の精神、自尊感情や思いやりの心などの道德性を養うことが基盤であると考えております。そのため本市では、道德教育の中核となる教員を養成する研修に力を注ぐなど、道德教育の充実を図っていく考えであります。

【質問議員】 吉田 帰命 議員

【質問要旨】 4 学校通学区について

【質問趣旨】 ○ 市内のある小学校区では、中学校選択制の実施結果により、今年度、校区から1人だけ別の中学校に入学せざるを得なかったなど、通学区域がいびつになっている。保護者が(どこの中学校に行かせるか)悩まなければならないような通学区域はおかしいのではないか。

【回答要旨】 1 現状と課題について

久留米市の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で地域の実情を踏まえて設定されたものであり、通学区の境界自体の見直しについては、慎重な対応をしてきたところです。

一方、道路整備、市街地の開発等が進む中で、

- ・指定校よりも近い学校がある
- ・一つの小学校から複数の中学校へ進学先が分かれる
- ・通学路の安全性の確保がにくい
- ・地域コミュニティ活動と小学校の通学区域が一致していない

など様々な課題が生じてきました。

教育委員会としては、これらの課題に対応するために、平成18年度入学者からは、指定された学校よりも近い中学校がある場合などに通学区域以外の学校への進学を選択申請することができる「中学校選択制度」を設けたり、通学路の安全性の確保や地域コミュニティ活動等の理由により、指定校以外の学校に通学することを可能にするなど、弾力的な運用の中で対応しております。

しかしながら、これらの制度や運用で、全ての通学区域の課題に対応できているわけではなく、市全体の小中学校の通学区域が必ずしも適正な状況にないことは課題として認識しております。

2 今後の対応について

通学区域の抜本的な見直しには課題も大きく、当面は現在の制度や運用の中で対応していきたいと考えております。

また一方、通学区域に関連して、市内の小中学校においては、児童・生徒数に最大校と最小校で大きな差があり、「学校規模の適正化」に関する課題も生じています。そこで、小中学校の適正配置および通学区域のあり方について、具体的な検討を進めていく必要があると考えております。

【質問議員】緒方 正子 議員

【質問要旨】3 不登校児について

(1) その原因と対応について

【質問趣旨】久留米市における不登校の現状と要因は何か。教師に起因する不登校の認識とその対応については、どう考えているか。

【回答要旨】1 不登校の現状について

平成23年度の不登校児童生徒数は、小学校は45人(男23人、女22人)で、前年度に比べて6人の減となっています。また、中学校は308人(男142人、女166人)で、前年度に比べて39人の増となっています。小・中学校を合わせると353人(男165人、女188人)となり、全児童生徒数に対する不登校児童生徒の出現率は1.39%になり、前年度と比べ0.14ポイント上昇しています。一方、学校復帰への取組の効果として、学校復帰率は、25.5%になり、前年度と比べ、5.2ポイント上昇しています。

2 不登校の要因について

小・中学校ともに、本人に係る問題では「無気力」や「不安などの情緒的混乱」が、家庭に係る問題では、「親子関係」、学校に係る問題では「友人関係」が多く見られています。また、中学校では、小学校に比べ、「遊び・非行」「入学時・進級時の不適応」「学校のきまりをめぐる問題」をきっかけとする不登校が多く見られています。不登校には複数の要因が絡んでいますが、残念ながら、「教師との関係」がきっかけと考えられるものも含まれています。

3 不登校を出さない取組について

不登校要因の中でも、教師との関係や教師のかかわり方等に起因して不登校傾向が生じ、本来楽しく豊かであるべき学校生活が楽しく、苦しいものになるという事例があることは、きわめて残念なことであり、重く受け止めています。

そのような事例をなくすために、分かる授業づくりや教師が適切な人間関係を育む学校経営力、自尊感情を高める生徒指導力を高めていくよう、今後とも、市教育センターでの研修や校内研修の充実・強化を図っていく考えであります。

【2回目質問】 不登校に係る校長をはじめとする学校への指導や支援はどうなっているのか。

【2回目回答】 各学校においては、校内において、「生徒指導研修」「人権・同和教育研修」の中で、児童生徒同士の居場所作りや自尊感情を高めるための活動、教師の適切な言葉掛けや対応の在り方について深めているところですが、今後とも、若年教員はもとより、教師としての望ましい姿勢、適切な教育的対応の在り方について指導力が高められるよう、継続して指導・支援を行っていきたいと考えています。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 3 教育行政について

(1) ICT教育の推進について

(2) 教育センターについて

【質問趣旨】 ○ これからのICT教育をどのように進めるのか。これまで蓄積した情報、研究実績をどう活かしていくのか。その際のハードをどう整備するのか。
○ 市教育センター移転に伴って期待される研修効果は何か。また、これまでの研修実績をこれからどう利活用されようとしてあるのか。

【回答要旨】 1 ICT教育の意義について

急激に進展する情報化社会において、未来を担う子ども達へのICT教育の充実
は時代の要請であり、わかる授業を行い、児童生徒の学力を向上させるうえで、ICT機器の有効な活用が早急な課題となっています。平成23年度に公表された文部科学省の「教育の情報化ビジョン」においても、「情報通信技術を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現」や「校務負担の軽減」等が掲げられており、教育活動の質の改善や効率的な校務処理へのICT機器の活用が求められています。

2 これまでの取り組みについて

市教育委員会においては、平成21年度に国のスクール・ニューディール政策を活用した、

- ・全ての普通教室にデジタルテレビを設置、
- ・情報資源の共有化や校務の効率化のために、教員1人あたり1台の校務用パソコンの配布、
- ・各学校への電子黒板、実物投影機、児童生徒用パソコンの整備

等により、教育環境が飛躍的に向上しました。さらに、平成23年度には、全ての小学校で通知表のデジタル化を実施し、本年度からは中学校においても実施しているところです。

本市の I C T 教育の充実のためには、通知表デジタル化の推進等、校務の効率化に関する支援はもとより、授業にいかす I C T 機器の活用能力向上が必須であることから、各学校へ情報教育推進員の派遣を行っています。

こうした取り組みにより、「学習意欲が向上した」「授業内容が分かり易い」という教員の声や児童生徒の声も聞こえております。

3 今後の対応について

各学校の教員がパソコンを通じて、研修・研究の内容等をいつでも、必要なだけ取り出せるよう、情報のデータベース化やネットワーク化を図るための環境整備が必要と考えています。

そこで現在、各中核市教育センターの I C T 化の状況や利用方法、効果等を調査研究し、具体的な検討を行っているところです。

今後とも、I C T 教育の取り組みを進めていくことにより、より一層の教員の授業力向上や子どもたちの情報活用能力の育成、校務処理の効率化を図っていききたいと考えています。

4 市教育センターの役割について

市教育センターは、中核市移行に伴う開設から 5 年目を迎え、「教職員研修事業」や「教育課題研究事業」など 4 つの事業を柱に、教職員の実践的な指導力の向上に努めています。特に、「情報教育推進事業」は、本年度から新たに事業の柱に加え、従来から実施していました I C T 活用支援、教員の授業改善及び校務効率化の支援等を充実し、推進しているところであります。

5 市教育センターの移転に伴う効果について

現在は暫定の施設であるため、長く専用施設の整備が望まれてきたところですが、平成 25 年度からは旧コンピュータ・カレッジ跡に移転することになりました。

現在の施設においては、研修会ごとに会場を賃借しており、部屋の数も限られていることから、複数の研修の同時開催などが困難となっています。また、受講者が 70 名を超える場合は別の施設の賃借が必要となるなど、大変苦勞している状況にあります。

これが専用施設への移転により、125 名収容の大研修室をはじめ、4 つの研修室が確保されますので、これまで実施が困難であった分科会方式の研修会や授業づくりの個別相談など、研修等の目的・内容に合わせた活用と効果的な運営ができるようになります。

また、図書スペースの整備により、これまで蓄積してきた教育情報や図書資料等の展示や閲覧に加え、小グループでのミーティング等も可能となります。

さらに現在、分散して保管している理科教育センターの備品を一括管理することで、展示・研修等の実施が可能となり、理科教育の振興につながるものと期待しています。

あわせて、教育情報の効果的な活用を図る観点から、市教育センターと学校とのネットワーク化や教育情報のデータベース化等についても、具体的な検討を行っているところであります。

6 今後について

現在、来年4月の開所に向けて、関係部局と連携しながら施設改修の設計協議を行っており、概ね本年10月から来年1月までの工事を経て、今年度中に移転を完了する予定としています。

今後、新しい施設を最大限活用しまして、教職員の実践的な指導力の向上、子どもの生きる力の育成を目指しますとともに、中核市久留米の教育センターとして、身の丈にあった事業の充実を図っていききたいと考えています。

＜個人＞

【質問議員】 吉田 帰命 議員

【質問要旨】 3 保健予防とスポーツ振興について

【質問趣旨】 総合型地域スポーツクラブが充実・発展するように今後も支援が必要ではないのか。

【回答要旨】 1 総合型地域スポーツクラブについて

国のスポーツ基本計画の中では、総合型地域スポーツクラブがスポーツを通じて地域社会を担い、コミュニティの核となるように育成や支援等についての施策を推進していくこととしております。一方、久留米市では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことが出来るスポーツ健康都市を目指し、市民の皆様と一体となって、取り組んでいるところでございます。このような中、久留米市には、現在、7つの総合型地域スポーツクラブが活動されており、スポーツを通じて、市民のスポーツ振興はもとより、青少年健全育成、健康づくり、まちづくりと様々な分野でご尽力いただいております。今後益々、地域社会における重要性は高まっていくものと考えております。

2 今後の方針

今後とも、総合型地域スポーツクラブが、地域のスポーツ振興とまちづくりの核として活動していただくために、クラブへの支援のあり方や効率的な運営について、各クラブとともに研究してまいりたいと考えております。

ちくごこくぶあと 国指定史跡筑後国府跡の追加指定について

1 追加指定理由

国指定史跡筑後国府跡として一体的に保存していく必要がある部分について、指定条件が整ったことを受けて追加指定されるもの

2 追加指定予定地の概要

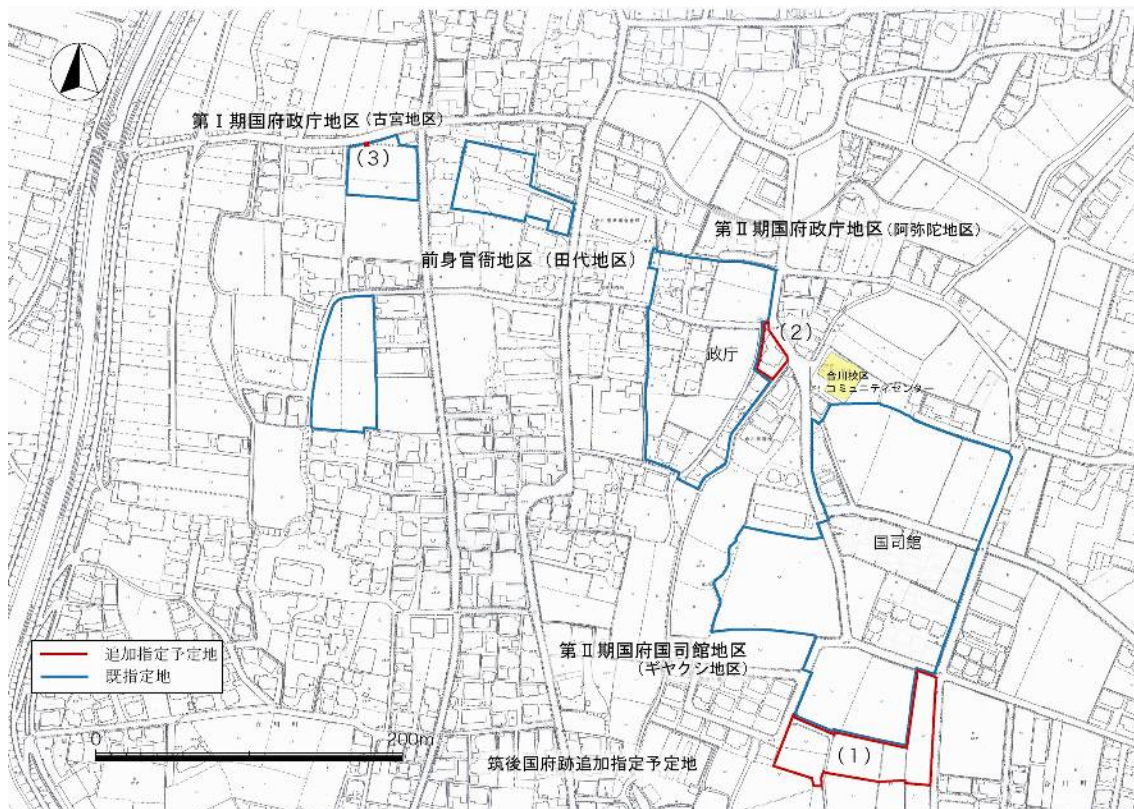
- (1)第Ⅱ期国府国司館地区：国司館の南側を区画する溝及び築地部分 3,436.88 m²
(2)第Ⅱ期国府政庁地区：政庁の東側を区画する溝及び築地部分 341.84 m²
(3)第Ⅰ期国府政庁地区：当初指定の際に狭小地のため未指定部分 0.56 m²
- 今回追加指定面積合計 3,779.28 m²

3 追加指定スケジュール

平成 24 年 6 月 15 日 国の文化審議会により指定答申

平成 24 年 8 月～9 月頃 追加指定決定（告示）予定

4 追加指定予定地



車上荒らしによる個人情報の盗難について

- 1 発生日時 平成24年6月3日（日）深夜から6月4日（月）早朝にかけて
- 2 発生場所 佐賀県三養基郡上峰町坊所1523番地1 吉野ヶ里温泉駐車場
- 3 発生経過

6月3日、久留米市立篠山小学校では、運動会終了後の反省会を吉野ヶ里温泉で行いました。

宿泊した担任教諭（24歳）が翌朝7時30分に、駐車場にとめていた自家用車の異常に気づき確認したところ、後部左側窓ガラスが割られ、後部座席に置いていた黒いバッグとスーツのズボンが盗まれていました。
- 4 被害物品

(1) 学級の家計表（家族構成、連絡先等）25名分

(2) デジタルカメラ（児童の顔写真、行事等）

(3) 児童の宿題

(4) 職員会議、終礼ファイル

(5) めがね、鍵等の私物
- 5 学校の対応

担当教諭が警察へ連絡し、被害届を提出（鳥栖警察署）

6月4日19時、学級の保護者への説明会を開催

6月5日、児童朝会を開き全校児童に説明するとともに、全校の保護者へ報告文書を配布。同日から教職員による登下校指導を開始

6月6日、PTA臨時理事会を開催
- 6 市教委の対応

6月6日、定例校長会において、全教職員へ個人情報保護の重要性を周知徹底すること、校内の個人情報の管理が適正か点検すること、特に若年者に対する指導を強化すること等を指示しました。

あわせて、各学校における家庭（調査）表の保管状況を緊急に調査しました。現在、個人情報管理体制の見直しを検討しています。

担当教諭の服務規律違反については、県教育委員会へ報告します。

小中学校通学路の調査について

1. 調査の概要

◆実施時期 平成24年5月

※今回の調査は、今年度に入って、登校中の児童等が犠牲になる事故が相次いでいることを受け、例年より1ヶ月前倒しして実施したもの。

◆対象 市内全市立小中学校（特別支援学校を除く63校）

◆内容 通学路の危険箇所（交通安全に関するもの以外も含む）、危険箇所の改善要望事項等について

2. 結果の概要

◆危険箇所 317ヶ所（昨年度：295ヶ所）

「信号機のない横断歩道で、児童の横断が多い」「道幅が狭く歩行者専用道路もなく交通量が多い」「見通しが悪く、道幅が狭い」等

◆改善が必要と考えられる箇所 165ヶ所（昨年度：159ヶ所）

信号機・横断歩道・カーブミラーの設置、歩道の整備等

※危険箇所数が増えているのは、今回の調査では、ほぼ全ての学校で教職員やPTAが実際に通学路を歩いて安全点検を行うなど、より詳細な安全点検を行った結果と考えられる。

3. 今後の対応

◆関係部局・関係機関との情報共有等

市関係部局と情報交換を行い、必要に応じて道路状況や交通状況について現地調査を行う。国・県の道路管理者や警察とも情報交換を行い、改善の要望等を行う予定。

◆児童・生徒への交通安全指導や地域の見守り隊との連携等への活用

- ・安全マップの見直し
- ・交通安全教室の内容見直し
- ・児童・生徒への安全指導の充実・徹底
- ・登下校時における通学路の巡回指導等の見直し
- ・地域の見守り隊への情報提供・情報交換等を行う予定。

◇久留米市内における小中学校の通学路の設定について

学校・PTA・交通安全協会等の関係機関が協議のうえ、各学校長が指定。